

月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



自治労連 30 周年・研究機構 20 周年記念国際シンポジウム (5 月 19 日・全労連会館)

▼2019 年 6 月号 contents

【国際シンポジウム・前半】

・開会あいさつ、イギリス代表報告、韓国代表報告ほか 2 本

【講演録】中西 武司氏 (福井県小浜市 元総務部長)

『小浜市が原発推進の財源に頼らない自治体運営を進めたものは何か』

発行 日本自治体労働組合総連合

連絡先 03-5978-3580

<https://www.jichiroren.jp/>

2019.6.20

2019年5月19日に行われた自治労連・自治労連共済30周年・地方自治研究機構20周年記念国際シンポジウムにおける、あいさつ・発言について、6～7月号（発言順）に掲載します。

国際シンポジウム開催にあたって

（開会あいさつ）

自治労連中央執行委員長
猿橋 均

「国際シンポジウム」への参加の呼びかけに応えていただいた、海外代表のみなさん、そして、このシンポにご参加の皆さんに、まず心よりお礼を申し上げます。

経済のグローバル化と、その下で展開される多国籍企業による「生き残り」競争。そしてそれをすすめるために、企業活動に対する民主的な規制の廃止や緩和、公務公共の縮小と営利市場への開放、社会保障における保障水準の引き下げ。結果として、貧困が広がるとともに、格差が拡大し、固定化する状況をつくりだしています。

こうした状況を生み出した新自由主義という政治・経済政策が世界中を席卷し始めてから既に30年以上が経過をしました。

この日本でも、主に2000年以降、「構造改革」という名で、新自由主義の政策が本格化し、労働分野での社会的規制の緩和や、「少子高齢化」「自己責任」を口実とした社会保障の削減、そして公務の民営化や市場化が進められ、住民のいのちと暮らし、権利を守るという、地方自治体が本来持つべき役割が大きく損なわれました。

そしてこうした事態は、地域住民にとっての苦難であるとともに、自治体や公務公

共の職場で働く労働者の誇りと働きがいを守るに努めています。

私たち自治労連は、1989年に結成、自治体・公務公共職場に働く労働者の要求の実現と、住民のいのちと暮らしを支える職場・仕事・自治体づくりに責任を負う産業別労働組合として運動を開始し、今年結成30年を迎えました。



この30年の私たちのたたかいは、新自由主義による「構造改革」とのたたかいの30年と言っても過言ではありません。そしてこの間の私たちを支えたものは、民主的自治体労働者論＝「地域住民の生き・働き・生活する権利の保障や地方自治の発展と、自治体・公務公共労働者自身の働き方や権利・労働条件の確保の実現を、統一してめざす運動」です。

そして「民主的自治体労働者論」の実践

2019年6月20日

こそが自治体労働組合と地域住民を対立させ分断させる攻撃をはね返し、連帯と団結を作り出すものであることに確信をもっています。

今、世界的に見ても、新自由主義がもたらした害悪が次々と表面化し、解決すべき課題として認識され、政治の焦点となり、具体の改善策が取られ始めています。この背景には、この害悪を社会的に告発し、解決のための政策を提案し、その実現に向けて運動を進めてきた世界の公務公共職場に働く労働者・労働組合の力があることを、本日の国際シンポジウムでの報告や議論を通じて共有しようではありませんか。

そして、共通する課題に対し、誰と連帯や団結を深め、どういう政策を対置してたたかうのか、経験や教訓を学び合い、それぞれの国や地域に持ち帰り、生かしていこうではありませんか。

本日の国際シンポジウムでの皆さんの熱い報告や討論をお願いし、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

自治労連・自治労連共済30周年・地方自治研究機構20周年記念国際シンポジウム

コーディネーターとしての挨拶

自治労連・地方自治問題研究機構代表委員
榊原 秀訓（南山大学教授）

いまから自治労連30周年・地方自治問題研究機構20周年記念国際シンポジウム「新自由主義のもとでの公共サービス破壊に立ち向かう公務労働者」を始めます。私は、シンポジウムのコーディネーターを務めます南山大学の榊原です。自治労連・地方自治問題研究機構という自治労連のシンクタンクの代表委員をしています。このシンクタンクは、地方自治にかかわる政策に関して、実践的な対応にも貢献できるように、理論的・実証的な分析を行っています。

このような国際シンポジウムを開催する趣旨を確認します。シンポジウムのテーマは、新自由主義の下において、どの国においても公務のあり方が大きく変容し、公務労働者や地域の住民の権利保障、さらには、自治体における民主主義にも悪影響がみられること、それに対抗する運動や政策が進められ、一定の成果がみられることに関係しています。つまり、国際的に公務分野において、公務員の人数を減らし、労働条件を低下させ、公務を民間企業に委託する政策が推進される一方で、公務労働者の労働条件を守り、民間に委ねられた事業の再公営化、アウト・ソーシングされた業務を直営に戻すイン・ソーシングの動向などに注目するものです。

わが国においても、20年以上にわたって、ほぼ一貫して公務員を減少させ、労働条件を低下させる政策が続いています。特に民間企業に公務を委ねた場合には、労働条件が著しく低下し、公務の質にも影響を与えています。また、公共施設の老朽化などを契機に、PFIの活用を拡大する政策が展開されており、国際的な再公営化の動向を全く無視して水道事業の民営化も推進されています。わが国の現政権は、経済界の意向を反映するために、様々な組織を設置し、経済界が求める「公共サービスの産業化」の政策を次々に展開しています。海外の状況と比較しても、わが国においては、経済界の意向が色濃く反映されて



いるように思われます。さらに、アメリカやヨーロッパにおいてポピュリズムが登場してきていますが、同様に、わが国の一部の自治体においても、ポピュリズムの特徴が目立っています。ポピュリストの首長が公務労働者

2019年6月20日

を批判するとともに、自らに服従することを求め、公務を民間企業に委ねる政策を現政権以上に進めています。

そこで、本シンポジウムは、海外における公務や公務労働者に対する攻撃の状況、それに対抗する労働組合のキャンペーン等について経験交流を行い、今後の取組みに役立てることを目指しています。具体的な取組みには、労働組合内部での対応だけではなく、現実には公務サービスの提供を受ける住民との関係、政治家への働きかけ、さらには、法的手段の活用といったものが考えられます。参加者相互の経験を、是非、今後の活動に活かしていきます。

自治労連・自治労連共済30周年・地方自治研究機構20周年記念国際シンポジウム

イギリスにおける緊縮政策とのたたかい

ユナイト・ザ・ユニオン（英）全国執行委員
マーク・ウッド



兄弟姉妹のみなさん、きょう、このシンポジウムにご招待いただき、私の所属する労働組合ユナイトについて、またイギリスの公共サービスが直面する課題について、みなさんにお話しできることを非常に嬉しく思います。

私はこのシンポジウムに、ユナイトの全国執行委員として、またイングランド南海岸の主要都市の地方自治体、サウサンプトン・シティ・カウンスル（Southampton City Council）で働く公務労働者の代表として参加しています。

ユナイト・ザ・ユニオンについて

ユナイト・ザ・ユニオンは、イギリスとアイルランドにおける最大の労働組合であり、その組合員は製造、交通運輸、金融サービス、印刷、メディア、建設、非営利セクター、公共サービスなど、実質的にすべての経済部門で働いています。

ユナイトは、地方自治体で働く8万人の組合員のほかに、多くが地方自治体からの資金に依拠しているチャリティ団体やコミュニティ組織で働く約5万人の組合員を組織しています。

これらの部門のユナイトの組合員は、いくつかの例をあげれば、社会福祉、住宅、青少

年サービス、児童施設、学校、ゴミ収集・処理、市民相談、図書館、ビルメンテナンス、そして、公衆衛生といった業務を担っています。

削減と緊縮政策について

ここ日本のみなさんの経験の多くは、私や私の労働組合の経験と非常に似通っていて不思議なほどです。多くの場合、状況はまったく同じように見えます。

私たちが直面してきたいくつかの問題について概要をお話したいと思います。

総選挙で保守党が政権についた2010年から、イギリスの公共サービスは、緊縮と削減というイデオロギー政策によって破壊されてきました。

これは、2008年の金融危機を利用して、私たちの公共サービスを自分たちの思いどおりにつくりかえようとする保守党によるものです。

地方自治体で働く私たちにとって、ここ数年間はまさに破壊的というべき状況です。

私が働き始めたときには、想像すらなかった規模の削減を私たちは目の当たりにしています。

各自治体は、これまで公共サービスのため

に政府から提供されていた資金1ポンドあたり60ペンスを失ったことになります。

次年度だけをとっても、地方公共サービス向けの主な政府の交付金は、さらに36%削減される予定です。

地方自治体の世帯あたりの支出額はどんどん下がっており、平均23%も減少しています。

2020年までに、経常支出と資本支出は、1948年以前からのどの時期と比べても低くなるでしょう。保守党の緊縮財政により、76万人を超える雇用が失われました。

その結果、私たちの社会のしくみは崩壊の危機に瀕しています。高齢者への支援と子どもたちの保護、住居の提供、そしてきちんとした教育、若者への支援などで、さらに言えば、私たちのインフラストラクチャー全体が大きな被害を被っているのです。



削減の影響について

当然のことながら、私たちの社会で最も弱い立場の人々が最も苦しめられているのです。

昨年、国連は緊縮政策による影響を痛烈に批判する報告を出しました。

いまイギリスでは5人に1人が貧困状態、150万人が極貧にあえぎ、基本的な生活必需品すらまかなえない状態にあります。

子どもの貧困は増加し、一方で第二次世界大戦後初めて、平均余命は短くなりました。

いまや百万人を超える人々が毎月、フードバンクを頼りになんとか暮らしています。年金受給者や障害者の間でも貧困が急速に拡大しています。

削減は公平に行われていない

政府は、自らに向けられる非難をそらすため、削減対象とする地方自治体を選んでいきます。まず私が明確に申し上げたいことは、最も脆弱な人々に対する攻撃は、わが国の政府によって意図的に行われてきたということです。

国内において最も貧しい10の自治体のうち9自治体は、全国平均のほぼ3倍の規模で削減が行われています。最も貧しい地域で最も厳しく予算が削減されたことは、偶然ではありません。貧しい地域は、保守党ではなく、英労働党を支持する傾向があるからです。

またこのイヤミな政府は、自治体の財政制度を標的にし、必要に基づいて再分配するという資金供出のやり方を変えようとしています。地方税制を変更することで、裕福な自治体が財政を増やせるよう、より柔軟に資金調達ができるようにしているのです。

混乱そのものであるブレグジット（イギリスのEU離脱）もまた、このプロセスを悪化させています。多くの自治体が、イギリス全土で多くの地域社会を支えてきたEUからの社会基金や融資がどうになってしまうのか、事態を見守っています。

賃金と労働条件について

労働者にとって、こうした削減は大きな犠牲を引き起こしています。

この間ずっと、政府はすべての公務部門の労働者に対して、賃金の凍結や賃金の頭打ちと

いった懲罰的な政策を導入してきました。

いま私たちの組合員は、9年間にわたってインフレに対応するための賃上げが行われないうままです。これは20%以上の実質的な賃金カットです。私たちの組合員と家族にとって何千ポンドもの損失です。

地方自治体と学校職員の賃金は、すでに公務部門のなかで最低です。また地方自治体のサービスを担う多くの労働者の収入は、英国生活賃金財団が提唱する生活賃金を下回っています。

71%の地方自治体が、新規職員募集と職員の定着に問題を抱えていると報告しているのも当然のことです。

職員の空白を埋めるため、費用のかかる派遣労働者を使用するケースが著しく増加しています。

また低賃金によって、男女間の賃金格差が深刻になっています。その理由は、自治体労働者人口の4分の3以上(78%)が女性であり、その女性たちが低賃金労働のほとんどを占めているのです。

他の公共部門とは異なり、中央政府は、予算の増額によって懲罰的な賃金の頭打ちを止めることを拒否しています。

民営化とアウトソーシングについて

私たちが直面するもう一つの大きな課題は、民営化とアウトソーシング(外部委託)というまたぞろ出現している幽霊です。

イギリスには民営化とアウトソーシングの長い歴史があり、1980年代と1990年代のマーガレット・サッチャー政権がその発端です。

1980年代初頭の保守党政権は、アウトソーシングを、ストライキを弱体化し、ブルーカラー労働者をリストラし、コストを削減する

方法とみなしていました。

それ以来、イギリスは、民間資金活用(Private Finance Initiatives)、官民パートナーシップ、強制競争入札といった新自由主義的なニュー・パブリック・マネージメントの、最悪の政策のうちの多くの実験場になってきました。

道路の補修維持、住宅、ゴミ処理とリサイクル、社会福祉といった一連の地方公共サービスの全てがアウトソーシングされています。

アウトソーシング企業が公的財源から利益を絞り出すなか、私たちはそうした企業による相次ぐ不祥事を目の当たりにし、それらの企業には全く基本的なレベルの説明責任すら欠如していることが明らかになりました。

昨年、他の多くの企業が決算見込みの下方修正を公表するなか、アウトソーシング企業最大手のカリリオンが経営破綻し、悪行の報いが表れつつあるようです。

私たちユナイトが「資本主義の泥棒集団」と名付けたカリリオンなどの企業は、今やこれまでにないほど綿密な調査の対象となっています。それでもなおわが国の政府は、私たちに民営化を押し付け続けています。

今年初め、調査報道記者局(the Bureau of Investigative Journalists)の調査によって、地方自治体の財政危機は極めて深刻であり、図書館、コミュニティセンター、遊び場といった何千もの公共スペースを売却して予算の不足を補っていたことが発覚しました。いくつかのケースでは、地方自治体は何百人もの人員解雇に伴う割増解雇手当を支払うためだけにこのような売却資金を利用していました。解雇されたなかには、必要不可欠な最前線のサービスを担う労働者も含まれていたのです。

そうした投売りのアプローチは、地方自

自治体の長期的な持続可能性を再構築するためにはまったく役立たず、自治体の中核的な財政基盤と長期的な能力を損ねるものです。

その他にも、バーネット、ブロムリー、ノーサンプトンシャーといった自治体では、議会の保守的なリーダーたちが、自治体（カウンシル）を「イージーカウンシル（easy councils）」あるいは「コミッショニングカウンシル（commissioning councils）」と呼んで、そのほとんど全てのサービスをアウトソーシングし、かつて数千人いた職員は、わずか数百人にまで削減されています。

私たちユナイトの伝えたいことは明確ですー 公共サービスの提供にあたって、利益を優先するなどありえないことです。

これら（利益優先の）民間企業は、そのほかの多くの企業と同様、サービスの質や労働者の労働条件の切り下げを前提に、サービスを提供する事業に入札しています。

ほとんどすべての場合、私たちの組合員は、賃金カット、労働条件の変更、公共部門の年金の喪失から自分たちを守ろうと奮闘しています。

しかし嬉しいことに、労働組合の共同のとりくみを通して、潮目が変わりつつあるように見えます。ますます多くの（あらゆる政治的立場の）地方自治体が、公共サービスを自らの手でやるやり方に戻し始めています。

ユナイトの戦略について

ユナイトの戦略は、政府が引き続き行っている緊縮政策攻撃と地方自治体サービスの民営化に反対することです。

私たちは、私たちの地域社会が必要とするサービスを提供するために十分な地方自治体予算を求めるとりくみを続けています。

それは、労働党との私たちの政治的な強いつながりを利用して変化を促し、地方議会議員と国会議員の力強い政治的なネットワークを発展させ、緊縮政策を終わらせて、方向転換を推進するというものです。

それはまた、地域社会のなかで力と連合を構築し、私たちの大義の側にサービスの利用者などを巻き込んでいくことを意味します。

極めて重要なことは、私たちの力は職場にあるということです。もし私たち労働組合が組織化にとりくまないのであれば、存在意義はありません。

ユナイトは、私たちの組合員に対する解雇や不当な決定にストライキで対抗します。

私たちは、ストライキでアウトソーシングを回避し、アウトソーシングとは異なる決定をさせるため、様々な戦術を展開して自治体に圧力をかけています。

私たちがアウトソーシングを阻止できた場合はそれでいいのですが、阻止できなかった場合、私たちは同様に労働組合による圧力をかけ、アウトソーシング後の新たな雇用主に、組合に有利な協約を締結させるよう迫ります。

また私たちは、組合員の権利を守り、地域社会に悪影響を与える不公正な決定とたたかうため、戦略的な訴訟という手段も使っています。

サウサンプトン・シティでの経験

私の経験に基づいてお話しします。私は近年、私の住む自治体において、こうしたツールのすべてを利用しました。

2011年、当時の保守党主導の議会では、5%の賃金カットと段階的な昇給の凍結を押し付け、自家用車手当やマイレージ手当を攻撃しました。

2019年6月20日

こうしたことを行うために、保守党主導の自治体当局は、約4,500人の職員をいったん解雇し、新たな賃金と労働条件で再雇用しました。

私たちは泣き寝入りなどしませんでした。

ユナイトは、労働組合ユニソンの地域支部の仲間とともに、戦略的なストライキに素早く立ち上がり、目立ち、利益を生むサービスに標的を定めた波状ストライキに集中的にとりくみました。

この戦略は、自治体当局を意図的に訴訟の泥沼にはめ込んで身動きを封じることも狙っていました。1,000人以上の人々が個々に裁判所に提訴したのです！

またこの戦略を支えたのは、街頭や地域社会でとりくまれる大規模な政治的キャンペーンでした。これは世論の支持をかちとり、議会への圧力となり、議員たちに、このままでは選挙に勝てないと思わせることができました。

その結果、私たちはすべての賃金カットを撤回させただけでなく、労働党が多数派の議会を勝ち取ることができました。



介護施設でのたたかい

しかし労働党が多数派の議会を勝ち取ったからといって、すべての困難が解決するわけではないことはわかっています。最近のこと

ですが、2018年、その同じ労働党主導の議会は、サウサンプトンにふたつ残っていた認知症の人々のための公的な居宅介護施設の閉鎖を一方的に発表したのです。

この決定は、職員とも職員の組合とも全く協議がないまま、なされました。

またしても私たちは、大々的な社会的、政治的キャンペーンを展開し、マスコミや地域社会に訴え、地方議員たちを批判しました。

私たちは、ひとつの施設の存続をさせることができました。さらに私たちは、すべての労働者の雇用を保証させ、入居していたすべての人々のために施設を確保しました。

仲間みなさん、このふたつの例が示すものは、いかに困難であっても、私たちが決して無力ではないということです。

創造性、組織化、連帯を通して、私たちは行き過ぎた新自由主義的なたくらみに反撃することができます。

私たちはその勇気を持って、より良い方法があること、そして団結した私たちは強いことを示さなければなりません！

あらためて、私を招待し、みなさんにお話しする機会をくださったことにお礼を申し上げます。

連帯！

自治労連・自治労連共済30周年・地方自治研究機構20周年記念国際シンポジウム

地方自治体における 民間委託への労働組合の対応と闘い

韓国公共運輸労組・全北平等支部 組織局長
イ・テシク



1. 公共運輸労組、全北平等支部の紹介 (1) 時代的背景

1997年の通貨危機直後、IMF・国際金融基金の緊急融資を受ける状況の下で登場した韓国の自由主義政府（通称「国民の政府」、大統領キム・デジュン金大中、1998～2003年2月）は、企業金融・公共労働部門での新自由主義的構造調整政策により、多国籍資本と財閥の利益を上げるための経済政策を行いました。中でも公共サービスと労働部門の構造調整により、社会で必須の公共部門の民営化と雇用の柔軟化政策を進めました。これはソーシャルネットワークにより保護されるべき社会的貧困層と労働者の生存を大きく委縮させるものでした。当時の金大中政権では、以前の政府が強行採決で通過させようとして民主労総がゼネストで挫折させた整理解雇制と労働者派遣制度を法制化させ、労働者への解雇と非正規雇用が急速に広がりました。これに対抗した労働者の闘いは、政権の公権力を動員した激しい弾圧と、資本・政治・司法による弾圧により徹底的に踏みにじられました。

自由主義の第2期政府（通称「参与政府」、

大統領ノ・ムヒョン盧武鉉、2003～2008年2月）は、労働者の生活を耐えがたいものにしました。労働者の正当な要求に資本は全く対応せず、これに対抗する労働者の闘いに政権側は弾圧を加えてきました。さらに、弾圧は資本による損害賠償請求と賃金や資産の差し押さえにまで至り、絶望した労働者たちは死をもって抵抗しました。しかし、参与政府もまた、新自由主義の構造調整政策を続けました。非正規雇用をさらに広げる「期間制法」が制定され、派遣法が改悪されました。のみならず1987年に消えたはずの弾力勤労制が広がり、その後のイ・ミョンバク(李明博)とパク・クネ(朴槿恵)政権では労働法の改悪と労働組合への弾圧の名分となった労使関係ロードマップなるものを通過させ、労働運動を絶滅させようとした。

(2) 公共運輸労組、全北平等支部の旗揚げ

自由主義政権の新自由主義的構造調整政策により多くの労働者が解雇され、公共部門の職場も民営化されて行きました。解雇された労働者と新規に労働者となった人たちは、雇

2019年6月20日

用が不安定な非正規職員として就職するしかありませんでした。しかし、既存の企業別労働組合のやり方は、非正規労働者の雇用と権利を守るためには適切とは言えませんでした。なぜなら、これまでの正規職員の労組では、組合規約が非正規労働者が加入できない条項が明記されていたり、加入できたとしても正規職員と非正規の利害関係が異なるため、非正規の問題が組合の中心的課題とはなり得ませんでした。のみならず、民間委託や下請けの事業所で労働組合を結成すると、元請ではその事業所との契約そのものを解除してしまいました。

当時、民主労総と労働運動の活動家は、急速に増加の一途をたどっている非正規労働者を組織し、非正規労働者が闘える適切な組織形態について悩み、考え、熾烈な討論を重ね、産業別労組と地域労組の2つの仕組みを探し当てました。それまで韓国で業種別の関連労組が集まって作られた連盟組織を産業別労働組合へと転換させ、地域では地域労組を結成していきました。私たち公共運輸労組の全北平等支部は、2004年2月3日、「全北地域平等労働組合」という名で結成されました。2004年10月14日、当時の公共連盟に加入し、公共連盟が産業別労組へと転換したので、公共運輸労組・全北平等支部へと変わりました。2019年の現在では、26の分会に約650人が組合員として活動しています。

(3) 全北平等支部、闘いの略史

全北平等支部の闘いの類型は4つに大別できます。1番目は非正規の雇用安定と労働条件改善の闘い、2番目は労組嫌悪や組合弾圧をはねのけ民主的労組を守り、労働協約を締結するための闘い、3番目は非正規の正規職

化への闘い、4番目は制度改善闘争です。これらを一言で言うなら「非正規の正規職化と労働基本権を勝ち取る闘い」と言えるでしょう。(略史は別紙参照)



(4) 2019年、全北平等支部の活動方向と目標

- ▶ 未組織部門に集中し、組合員を拡大
- ▶ 3段階で、公共部門の非正規職員を正規職員へ転換（自治体の民間委託）対応と闘い
- ▶ 組織整備と強化：地域支部・統合分会の構成と活動の準備、代議員制度の導入、現場幹部の発掘と育成、分会別オーダーメイド型の組織強化策を整備
- ▶ 政策活動の強化：民間委託、社会福祉など、地域公共性テーマを浮き上がらせる
- ▶ 賃金・労働条件改善のため労働協約の更新、集団交渉（地域別、業種別）と共同闘争
- ▶ 連帯闘争の強化：地域での争議組合で日常的連帯、全国集会（公共運輸労組、民主労総）組合員に1回以上必ず参加させる
- ▶ 連帯活動の拡大：進歩的な地域社会団体と共同活動と姉妹提携など
- ▶ 女性に優しい組織運営と企画：女性に配慮した組織文化活動、女性組合員への特別教育、3.8女性集会など
- ▶ 日常活動の強化：組合員、幹部教育や訓練強化、月単位の定期的な現場巡回と懇談会、組合員要求に基づく様々な活動により組合活

動への参加を拡大

- ▶ 組合員増加による予算項目の再訂、四半期別の財政運営、組合費の運用と執行を徹底させる



2. 民間委託の実態と問題点

(1) 民間委託とは何か？

民間委託とは、地方自治体が自らの事務を公務員により直接処理せずに、法人団体または個人に任せ、その名義と責任の元に行使させて公共の目的を達成すること、と定義づけられます。言い換えれば、組織の軽量化により低い行政費用で行政サービスを効率的に供給し、経営の視点で行政業務を管理し、公共部門において直接サービスを提供せず民間にサービスを提供させることを意味します。中央政府が公企業を私有化（民営化）することに重点を置いているとすれば、地方政府は民間委託というやり方を使います。地方政府レベルでの民間委託は、そのほとんどがサービス契約という形式で行われるのが特徴です。

(2) 民間委託の問題点

民間委託による様々な弊害の中で、特に注目すべきは ①民間受託機関の利潤保障による予算の増加、②民間受託機関と公務員の結託による不正腐敗の増加、③受託機関の会計不正、④労働者に対する収奪により、深刻な

差別と労働基本権の侵害、⑤公益性（公共性）が失われるということです。

①会計不正による人件費の過多請求と予算の着服

- ・業者の人件費、直接労務費の虚偽請求
- ・業者経費を不正に上乗せ（減価償却費、部品修理費、油類費、物品購入費など）
- ・サービス契約時に一般管理費と利潤を 15% 保障し、間接労務費もまた直接労務費の 15% 以内で保障しているが、役員や管理職給与などを直接労務費に含めたり、間接労務費の一部を人件費に計上するやり方で着服する

② 民間委託業者による賃金のかすめ取り

- ・策定された賃金や退職金（1 年未満、退職積立金）、保険受益者変更などによる保険金のかすめ取り

③ 業者選定における不正

- ・適格審査基準を特定業者に、有利に変更するなど公正さを毀損
- ・退職した公務員と関連のある業者を受託機関として選定

④ 管理監督の不実と不正摘発へのなまぬるい対応

- ・業務上過失による公共性の毀損と法律違反と違法行為に無関心
- ・業者の不正義役にも調査や対処を怠る

⑤ 全羅北道の民間委託事業所で発生した問題点

- ・イクサン（益山）の青少年一時保護センター、民間業者の事業返納により民間委託の事業中断
- ・チャンス郡の青少年相談センター、相談員 5 人が不当解雇、民間委託を推進
- ・2018 年 12 月、セマングム地域の常設文化公演団で 30 人が集団解雇

全羅北道の生涯教育振興院、民間委託現況

から除外され正規職への転換対象から漏れる

3. 全北平等支部の民間委託に対抗する闘い

(1) チョンジュ（全州）上水道委託阻止の闘い：公共性を勝ち取るための地域連帯闘争

韓国の上水道体系は、水源管理（環境部、自治体）、広域上水道（国土資源部、水資源公社）、地方上水道（自治体）に分かれている。これを水資源公社に一元化させようとする全国的な動きがあった。

上水道が一元化されると第1に、地方水源保護区域が解除され乱開発が予想される、第2に100%広域上水道給水による価格の上昇（広域上水道で生産単価が60%以上高くなっており、独占による価格制御力が喪失）、第3に、水道管理や市民サービス業務に対する民間委託で公共性が失われ労働者の雇用不安の発生など、様々な問題が予想された。（実際に全州下水処理場の民営化により、同じような問題が発生した。）

全北平等支部では2005年1月7日、上水道民営化対策会議を提案し、組合員の全員集会、週2回の市民への街頭宣伝、4月19日から9月26日まで上水道事業所までの1人デモ・スタンディングなどを行った。

地域対策委員会を結成し、地域の23団体が一緒に阻止闘争を行った。地域団体の説明会、全州市役所前でのスタンディング、新聞を利用した宣伝ビラの配布、反対集会の開催などの活動。ついに、8月22日に全州市長が上水道効率化事業を見直しを発表、9月6日に全州上水道の民間委託中断を非公式発表、官民対策委員会構成を提案した。9月26日には全州市は上水道民間委託の中断を公式に宣言した。

(2) 民間委託業務の直営化と正規職化への闘い

1) 全州障害者福祉タクシーの施設管理公団転換の闘い(2013年～2015年)

・2013年、全州障害者福祉タクシー民間委託業者の「クマさん奉仕隊」の労働者を組織して交渉を行い、受託機関の視覚障害者協会と労働協約を締結した。

・2015年、受託機関の不正が発覚し業者変更が行われる際に、全州市に直営化を要求し、全州施設管理公団に転換されることになった。

2) チョンジュ（全州）リサイクルングタウン(全州生ごみ処理場)の闘い(2018～2019)

・全州市(400億)は、テヨン建設(700億)をはじめコンソシアムと民間資本投資により生ごみ処理場を建設し、20年間の委託運営を行った。

・組合側は、雇用不安撤廃、正規職への転換、生活賃金の保障、労働条件改善の目標を掲げ、闘いを行った。(2018年9月10日～10月10日、第一次ストライキ実行)

・テヨン建設が2019年から事業を子会社に1年間移管すると聞いて、11月29日と12月5日に部分ストに突入。

・第二次ストライキで労組要求案を伝達、全州市への抗議申し入れにより賃金・労働条件を継承要求と自治体の責任ある指導監督を要求した。現在、交渉が進められている。

3) 全州市生活廃棄物運搬・収集業務、民間委託労働者の正規職化の闘い(2010年から現在まで)

・正規職化の闘い略史

全州市では元々直接行っていた生活廃棄物

の収集と処理業務を1982年から共同住宅の一部を委託業務に転換しはじめ、IMF金融危機以後2006年から2008年にわたって大々的に清掃関連業務を民間業者に委託した。2019年現在、生活廃棄物の種類による性状別収集により、12の業者に委託して行っている。

進歩新党、公共労組全北本部、平等支部が共同で、2009年に全州委託事業所へのアンケート調査を行って、生活廃棄物収集業者の2か所で組織化する。

2010年、チョンボという業者で組織され、再契約を前に雇用保障と労働基本権強化のために労働協約締結の闘いが行われた。ストライキと民間委託の不合理を告発する日常的な街頭宣伝も並行して行った。

2010年のストライキ後には制度改善の闘いを展開。生活廃棄物の委託による評価条例の制定と委託制度改善の監査請求を行った。

2019年、政府の公共部門における非正規の正規職化3段階施行を前に集中闘争を展開する。しかし、政府では自治体委託事務は自治体首長の権限事項だとして延期。現在は、全州市を対象に「生活廃棄物の収集業務」民間委託制度の廃止と正規職化への転換闘争を行っているところ。

・2019年現在の闘い

全北平等支部ソヒ産業分会では、2018年まで会社主導で作った御用労組（複数労組制度を悪用した第二組合）により交渉権が剥奪されてしまった。2018年下半年から2019年上半年まで組織拡大活動を行い、現在多数労組となり交渉権を確保できた。

2019年2月から毎週火曜日16:30から「民間委託廃止、直接雇用要求」を掲げ、全州市役所前での抗議集会と市内のデモ行進。

・全州人権委員会で差別是正を受付

全州国際映画祭の期間（2019.5.2.~11）に全州市役所と映画祭の場所の周辺で、毎日デモを行い、「清掃労働者〔原文：環境美化員〕の人権映画祭」を開催。

民間委託の不当性、監査院に監査請求

民間委託業者との交渉決裂、地方労働委員会で争議の調停が進められている。

6月末の民間委託契約が終了するので、その前に5月から6月に再契約中断、民間委託の撤回、直接雇用を求め団体行動を予告している。



4. 民間委託への闘いの方向と意義

(1) 民間委託への闘いの方向

・民間委託の弊害に対応するためには、何よりも民間委託業者の従業員を労働組合の組合員として組織すべきだ。

・労組、マスコミ、学者や専門家、市民社会団体、進歩的な政党など、民間委託問題と一緒に論議し、解決できる連帯組織を作り、連帯を強化することが必要

・委託業者に対する日常的な監視、市民への訴えにより民間委託の弊害を市民に知らせ、当該の自治体に圧力を加え、問題が解決できるよう活動していく。このため声明の発表、記者会見、集会、座り込み、該当責任者への面談など、様々な闘いのやり方で攻める。

- ・民間委託の弊害を是正できるよう市民が参加できる広範囲で日常的な討論会などを組織し、展開する。

- ・地方政府が委託機関を常時監視、監督できるように要求し、問題発生時にはスピーディーな解決を求める。

(2) 民間委託への闘いの意義

1) 公共性の強化

民間委託への闘いは、民間委託が市民の公共性を拡張させられる唯一の道なのか、論争を提起することにより、最善策を講じていくようにする。のみならず関心を高め、利潤創出のため公共性を弱める全ての行為を予防し、これを告発して迅速に問題解決に当たれるようにする。

2) 経済性の強化

民間委託は受託業者の利潤と一般管理費、(委託事務を支援する) 間接労務費を保障している。委託金額(税金)でこれを保障し、料金引上げにより市民の支出増加で支えることになる。したがって、民間委託を直営化する闘いは、実質的な経済性と効率性を取り戻せる。

3) 民主性の強化

民間委託は契約をめぐる談合と癒着構造、不正や腐敗など多くの問題を発生させている。民間委託への闘いによる直営化は、このような弊害を一新すると同時に、市民に市政への関心を引き起こし、社会の民主主義を強化できる。

4) 労働者の福利厚生を強化

民間委託は労働者の雇用と福利厚生を絶えず脅威にさらす。このような状態で、労働者自身が市民のために奉仕するという責任感や誇りを感じられない。

5) 地域社会に対する所属感と絆の強化、社会的貧困層への社会保障を強化

民間の受託業者は利潤のために、労働者は責任感がなく会社から与えられるマニュアルにしたがって仕事をしているだけ。民間委託は市民の要求を反映できないので、市民に不便さと市民との対立を呼び起こす。また、民間委託により地方政府がこのような問題を解決するには限界が生じる。

地域における中核的施設(例えば病院、老人ホーム、社会福祉施設など)が民間委託されると、地域社会への所属感、地域における絆、社会的貧困層への社会保障が弱まってしまふ。これを再直営化させたり、民間委託を阻止させたりすることにより、地域の結び付きや公共性が強化できる。

全北平等支部、闘いの略史

- 2004年8月～2005年5月、チョンジュ（全州）非正規の正規職化要求闘争（5月、無期契約を勝ち取る）
- 2005年3月1日～31日、私立学校、学校非正規の解雇者復職闘争（4月1日に復職）
- 2005年6月1日～6月30日、道庁施設管理、直接雇用の要求と解雇者復職の闘争（7月1日に復職）
- 2006年2月～8月、クンサン（群山）休憩所、雇用保障の闘い（8月、雇用保障と賃金労働協約の締結）
- 2006年6月1日～2007年2月28日、道庁清掃の非正規解雇復職闘争（3月1日に復職）
- 2009年6月～8月、群山老人ホーム、勤労基準法を遵守要求の闘いと幸福病院でのストライキ
- 2009年10月、チョンジュ（全州）障害者総合福祉館での原職復帰闘争
- 2010年4月～9月、チョンジュ（全州）清掃委託業者、労働条件改善とピンハネ中断の闘い
- 2011年3月、ナモン（南原）学校非正規の集団交渉と労働協約の締結を求めるストライキ闘争（5月に第2波、12月に第3波）
- 2011年8月、全州ビジョン大学での清掃労働者、賃金・労働条件改善のための労働協約締結の闘い（2012年5月、6波に渡り）
- 2013年、全州ビジョン大学、民主的労組を守る闘い（国会、国政監査対応、財団など、ソウル上京闘争）
- 2013年6月、道庁施設、無期契約への転換要求の闘い
- 2014年6月、全州ビジョン大学、委託業者の廃業に伴う賃金・雇用の継承、労働協約締結を求めるストライキ
- 2014年9月、チョンジュ（全州）障害者福祉タクシー、民間委託撤回と直営要求の共同闘争本部の活動
- 2014年10月、チンアン（鎮安）高齢者専門病院、民間委託撤回を求める闘い
- 2014年10月、ソヒ産業／チョンジン、チョンジュ（全州）清掃委託同意案の否決と廃棄物管理条例の改正闘争
- 2015年6月、チョンジュ（全州）障害者福祉タクシー、民間委託撤回と雇用継承を求める闘い
- 2015年11月、国土情報公社・清掃分会、労働協約締結のストライキ闘争
- 2016年4月、農村振興庁分会、労働人権保障と労働協約締結の闘い
- 2016年9月、全州大学寄宿舍・施設管理分会、労働協約締結を求めストライキ闘争
- 2017年1月、道庁・施設分会、賃金削減阻止と賃金引上げを求める闘い
- 2018年7月、全北野生動物救助保護センター分会、労働協約を勝ち取るためのストライキ闘争
- 2018年8月、コチャン公共下水処理場分会、賃金引上げを求めストライキ闘争
- 2018年10月、全州リサイクリングタウン分会、労働協約と雇用保障を求めストライキの闘い

日本の地方自治体における公共サービスの アウトソーシングに対する自治労連のたたかい

自治労連副中央執行委員長
松繁 美和

日本では、1990年代から本格的に財界と政府が一体となって新自由主義的な「改革」が実行されてきました。規制緩和による公共業務の民間開放とともに、労働市場においては、雇用流動化策がすすめられ、それまでフルタイムの常用雇用労働者が基本であった日本の社会に大きな負の変化をもたらしました。現在、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合は、4割近くに迫っています。



欧米と比較した場合の日本の非正規労働の特徴は、雇用形態の違いが賃金・処遇の差別に直結し、さらにそれにジェンダー差別が加わっていることです。無期雇用フルタイム男性を100とした指数で時給を比較すると、有期雇用フルタイム男性は59で女性は47、有期雇用パートタイムの男性44で女性は40にすぎないという状況にあります。

このことをまず報告したうえで、日本の地

方自治体における公共サービスのアウトソーシングに対する自治労連のたたかいについて発言します。

1. アウトソーシングの現状と問題点

日本政府は、2000年代に入ってから、国と自治体の公共サービスに民間企業の経営手法を取り入れるニュー・パブリック・マネジメント(NPM)という考え方にに基づき、自治体の公共サービスを民間企業の営利追求の対象に開放するアウトソーシングを進めてきました。全国の自治体に対して、自治体で働く職員を大幅に削減してアウトソーシングすることを強要し、従わなければ財源が不足するように交付金を減らしました。その結果、学校や保育所の給食の調理、ごみの収集、戸籍や住民票を取り扱う窓口業務、公営のプールや青少年の野外活動施設、学童保育など広範な部門でアウトソーシングが進み、全国の自治体で働く正規職員の総人数は、1994年には約328万人だったのが、2018年には約273万人へと、55万人、17%も減らされています。

アウトソーシングされた公共サービスで働く労働者のほとんどは非正規雇用で、1年か

ら3年で雇い止めになります。仕事の経験を積み重ねることができず、安全を守るための技能や専門知識も十分に身につけられません。公営プールや青少年の野外活動施設をアウトソーシングしたある自治体では、安全管理がずさんであったために、子どもが死亡する事故が起きました。学校給食の調理を請け負った民間企業が新学期の直前になって「調理員が確保できなかった」と言って撤退し、1学期間、給食ができなくなった自治体があります。ごみの収集をアウトソーシングしたある自治体では、豪雨災害がおこった時に請け負っていた民間企業が休業し、災害で発生した大量のごみの収集が大幅に遅れました。窓口業務をアウトソーシングした自治体では、住民のプライバシー情報を取り扱っていた担当者が大量に退職し、情報が漏えいする危険が高まっています。学童保育では、自治体が運営の経費を削減したことにより、アウトソーシングで請け負っていた民間団体が運営できなくなり、指導員が全員解雇されています。

自治労連は、アウトソーシングを許さず、公共サービスの予算と人員を増やして自治体の直営で充実させるとともに、アウトソーシングで働く労働者の雇用を守るために、たたかいを進めています。

2. 自治体職場でのこれまでのたたかい（事例と教訓）

水道を外国の民間企業にアウトソーシングしようとした「静岡県浜松市」では、自治労連と住民が力を合わせて反対運動を進め、アウトソーシングを中止させることができました。水道で働く自治体労働者が、アウトソーシングの問題点を住民にわかりやすく伝え、「住民の命を守る水道を、企業の金もうけの

道具にしてはならない」という住民多数の世論をつくりだしたことが勝因です。

また、「静岡県島田市」では、窓口業務をはじめとした公共サービスの大部分を、まとめて民間企業にアウトソーシングしようとしたが、自治労連が機敏に反撃をして中止させました。自治労連は、弁護士や研究者とともに現地に調査団を派遣し、アウトソーシングを行おうとする自治体当局にヒアリングを行いました。ヒアリングでは、公共サービスが低下し、住民のプライバシー情報が漏洩し、偽装請負を生みだすなど、数々の問題点が明らかになりました。自治労連は、問題点を住民や市議会に知らせて反対の世論を広げ、ついに市議会でアウトソーシングを盛り込んだ予算案を議員全員の反対で否決させました。

また、学童保育を請け負っていた民間団体が撤退した「埼玉県春日部市」では、就労を希望する指導員全員の雇用を新しく請け負うことになった民間会社に引き継がせました。長年にわたって学童保育の仕事を担い、子どもたちや保護者から信頼を得ていた指導員が解雇されれば、学童保育の継続した運営ができなくなることから、労働組合と保護者が力を合わせ、住民にも支援を訴えて、指導員の雇用を守ることができました。

日本列島では、地震・津波・集中豪雨などによる大災害が頻発しています。そうした時にも、私たちの運動は、地域住民の生活を守る立場での仕事を実践してきました。2011年に発生した東日本大震災では、電力が不足して電力会社が計画停電を行い、各地の学校や保育所で給食が提供できなくなりました。その中でも、ある自治体の公立保育所では、

給食調理員が毎日子どもたちに給食を提供し続け、保護者に大変感謝をされました。調理員は、停電をしていない時間帯に調理をするために朝6時に出勤するなど、献立や調理の方法を工夫して、一日も欠かさず、温かくて安全な給食を提供し続けました。この保育所の労働組合は、日頃から調理員が自主的に研修を重ね、調理の技能を高める努力をしていました。「野菜ぎらいの子どもでも、野菜を好きになれるように」と、献立に工夫をこらしておいしい給食を提供し、子どもたちは毎日の給食を楽しみにしていました。労働組合は、災害の時にも給食を提供し続けた実績をもとに、調理師の非正規化を進めようとしたことにストップをかけ、数年ぶりに正規の調理員の採用を勝ち取りました。

以上の事例につきましては、この後当該の単組からのたたかひの詳細についての報告を予定していますが、成果を勝ちとった教訓として、次のことがあげられます。

第一に、自治体に働く労働者なら誰もが持っている「住民のために、いい仕事がしたい」という要求をもとに、日頃から自分たちの仕事を見直し、住民のために改善する取り組みを進めてきたこと、

第二に、組合員が仕事の改善に取り組むことで、仕事に自信と誇りを持つことができ、自治体当局に迫力を持って労働条件の改善を要求できるようになったこと、

第三に、住民にアウトソーシングの問題点をわかりやすく伝え、公共サービスを自治体の直営で行うことについて、住民多数の支持を得たこと、

第四に、労働組合だけでたたかうのではなく、住民にも働きかけ、住民とともに、たた

かったことです。

3. 日本国憲法・地方自治の守り手として

こうした、たたかひの背景にあるのは、日本国憲法に規定された「地方自治」とそこに働く自治体労働者は公務員として「全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではない」ということに由来しています。1947年に施行された、日本国憲法の基本的な目的として、「国民主権、戦争放棄、基本的人権の保障」などを掲げています。そして同時に「独立した地方自治体として、住民の生活と権利を守る政治をおこなう」として、地方自治が規定が設けられました。憲法の基本原則の一つとして地方自治の保障を掲げるのは、国民主権の原則や基本的人権、平和主義を地域で具体化し、確立するためです。それは、すべての人々が、地域で生まれ、育ち、地域で人間として営みをおこない、その人生をすごすからです。その地方自治体で働く私たちは、その仕事に誇りを持つからこそ、「住民生活に憲法をいかし守ること」を「自治労連の特別な任務」だと、運動方針の中心に掲げています。

自治体労働者の労働条件の改善は、住民のための仕事ができる自治体をつくることと統一して追求してこそ、実現できるものです。自治労連は、これからも日本国憲法を住民のくらしと自治体の職場にいかすため、職場の団結を固め、住民とともにたたかう決意を表明します。

2019年3月10日に行われた自治労連「原発立地・周辺地方組織担当者会議」での記念講演について編集部責任で掲載します。

小浜市が原発推進の財源に頼らない 自治体運営を進めたものは何か

福井県小浜市元総務部長
中西 武司

はじめに

小浜市役所を定年退職したのは、(東日本大震災・福島原発で重大事故のあった) 2011年の3月31日。そのとき民生部長をしていました。やはり原発立地の隣接自治体として、災害救援の職員派遣、とくに保健師の派遣をおこなうことになりました。

ところが、うちの保健師は若い人が多いんですね。子育てを担う若い人を派遣するのは、私はようせん(できない)と言いました。また、年度末・年度初めの忙しい時期に、経験豊かな人を派遣するのはどうかとも言いました。このような状況でしたが、大飯原発で事故が起こったら、小浜市も支援を受ける立場になるのですから、最後の仕事は、県の要請を受けて保健師を災害派遣することでした。最終的に行先は宮城県となったのですが、最初、福島県と言われた時、小浜市には放射線のカウンター(線量計)もない、消防署に数台あるだけの状況で、「危険地域に職員を派遣することは残念ながらできない」という思いで、小浜市の職員としての最後の仕事を終わりました。

福井県の原子力発電所をめぐる歴史

まず、若狭地方の原子力発電所の状況をお話します。日本原子力開発機構が敦賀に作った研究炉である新型転換炉の「ふげん」(廃炉)、高速増殖炉の「もんじゅ」(廃炉)と、商業炉の13基(再稼働4基、設置変更許可3基、審査中1基、廃炉5)をあわせて15基があります。誰が言うともなく「原発銀座」と呼ばれています。全国で60基ある商業炉のうち13基、約4分の1が集中している地域です。

最初に敦賀に原子力発電所ができました。これは茨城県の東海村に1号炉ができた後、国の施策として2号炉は西日本につくりたいとする計画に、繊維産業が廃れ主要な産業のない福井県が誘致に動きました。その果実として、敦賀に原発がつくられたのが、福井県に原発が集中するスタートとなりました。そのあと美浜、高浜、大飯と原発施設が建設されるわけですが、高浜のあと、小浜にも原発をつくるという関西電力の動きがありました。

小浜市でも当時の市長、地元の市議会・県議会の議員が、原発の誘致運動を行ったという歴史があります。

小浜市は、大飯原発、高浜原発の30キロ

2019年6月20日

圏域にすべて含まれています。いま私が事務長をしている専修学校には高等課程があります。原発の事故が起きた時のために避難計画をつくらなくてはならない。高等課程の生徒は18歳未満なので、学校が責任をもって保護者に引き渡すことになっています。しかも広域避難をしなければならない。たかが40人程度と少人数ですが、京都府、滋賀県北部、福井県嶺北地方から通ってくる子どももいて、100キロ圏に広がる親御さんたちに生徒を引き渡さなければならない。しかし、うちの教職員は8人。そういうなかで避難計画をつくれといわれるが、つくりようがない。

ところが県は計画をつくれという。県議会では避難計画がないかぎり、国へものが言えないということで、学校ごとの避難計画作りを進めるために、専門学校、高等学校など学校関係者説明会が行われました。そのとき現場の校長先生がいうには「こんなもん、つくれるはずがない」と。本音ですね。家族に引き渡すにも、親御さんたちはいろんな職場で働いている。そういうなかで「子どもの命を守る避難計画」とはどういうものなのか、という問題を抱えながら、今日を迎えています。

ですから、福島県双葉郡の浪江町の状況を見た時に、ちょうど小浜市と同じ30キロ圏域で、原発の反対運動もあって町には原発はない。ところが原発の事故によって全市民が避難しなければならない。

昨日のニュースで見たのですが、浪江町から避難している50代以下の若い人たちの半数以上が、「町に帰還したくない」と答えていました。ふるさとを（声を詰まらせる）…。現実になんかこうなってしまうという思いをもって、本日はここに寄せてもらっています。

原発誘致について

前段が長くなりましたが、最初に、原発を誘致した自治体と誘致しなかった自治体の財政状況比較ということで、敦賀市（敦賀原発）、おおい町（大飯原発）、小浜市の3市町の2006年から2016年までの財政状況の比較資料を配布しました。おおい町は2006年以降、財政力指数は1.0を超えているのですが、原子力発電所ができる前の1974年の財政力指数は0.26。1978年が0.41。1979年に大飯原発の1・2号機が稼働するわけですが、1983年の財政力指数は2.01。このように財政力指数が変化します。

「原発をつくれば大規模償却資産ということで、税収が増えますよ」、「だから誘致をなさい」と言っていた時期が、1979年までなんです。ただ最初の交付金は「つなぎ資金」。大規模償却資産にかかわる固定資産税が入ってくるまでの、建設を決めてから5年間は、交付金を出しますよと。「それでは全然メリットがない」と言ったのが美浜原発のある美浜町です。すべて原発は稼働してしまっている。

「いくら原電三法による交付金制度があっても、うちには入ってこないではないか」ということで、そのあと交付金制度の見直しが行われ、原発を立地すれば恒久的に交付金が入ってくる仕組みが作られました。

一度、原発に手を出した自治体は増設を認めざるを得ないという状況のなかで、今日に至っています。

こういう中であっても、小浜市は一貫して原発の建設を認めてこなかったのです。

原発建設を許さなかった小浜市

福井県小浜市は、これといった産業のな

い地域で、一次産業が主要産業の自治体です。私の住んでいるところは、三反百姓（さんだんびやくしょう）、田んぼ三反と山仕事で生計を立てていました。ただ日本の戦後政治の流れは最初に林業経営を続けることを困難にしました。山林経営ではご飯が食べられない。私が大学に行かせてもらえたのは植林した山のおかげですが、山で生計を立てていた親が言うには「サラリーマンになれ」と。営々と引き継いできた林業経営。20町歩の杉の山を持っています。私の学生時代は杉の木1本伐ったら、1カ月分の生活費が出たんですね。その時、山出し価格で、人夫に払うのは1割。1本3万円なら、3千円を人夫に払えば製材所まで運んでくれる。だから、私には「お前は杉の木を何本伐った」、姉には「お前は何本杉の木を伐った」って、いつもおやじに言われていました。「田んぼはどうでもいいけど、山だけは大切に守れ」というのが家訓なのですが、「社会の物差」が米から金に替わったとき、山林経営に見切りをつけ、公務員になれと、父なりに時代の流れを感じていたのだと思います。

若狭湾を見てみますと、東西、敦賀から東舞鶴までのJR小浜線の全長が84キロです。敦賀原発から高浜原発までの距離が直線で60キロです。この範囲に15基の原発群がある。そのほぼ中央に小浜市があります。若狭湾に面している自治体は西から、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、美浜町、敦賀市の6市町なのですが、原発が立地していないのは、小浜市と若狭町の2市町です。若狭町には原発立地の話はありませんでした。

いま原発の安全性について小浜市民はものすごく危惧しています。推進派の方でも「原発は安全だ」とは言わなくなりました。しか

し、反原発の運動に対しては「お前らはアカやしな」と露骨に言われます。「原発のおかげで地域が成り立っているのに、こんな活動をいつまでも続けていてもええんか」と批判的な声も聞こえてきます。そして、住民避難の訓練になりますと、避難用ザック一式をもってバスで避難するのですが、緊張感はなく観光旅行のような感じなのです。市役所の職員がバスに随行し避難指示を行うのですが、非常時に訓練のような対応ができるのだろうか、心配になります。避難訓練というのは「やった」という実績づくりのためだけでやられているのでしょうか・・・

災害時における緊急対応が行政の課題となっていますが、市の対応は国頼み。だったら身体は自分で守るのだと住民へのヨウ素剤配布の提案を市議会で質問していた共産党の議員が亡くなると、その後、原発は話題になることもなく、行政もあまり関心を示さない状況が続いています。

この現状に危機感をもっています。先ほどお話ししました福島県浪江町の皆さんの困難な経験を繰り返さないために、がんばらなければと思っています

小浜市の革新的な住民運動の起点となっているのが、全国水平社運動。1922年3月15日、京都の岡崎公会堂へ小浜から水平社結成大会に行かれています。歴史を振り返ると、水平社運動の流れを汲んだ人権意識をもった運動がありました。また、労働運動を見ても、地域における住民運動をけん引してきました。

小浜市で「原発ゼロ」の住民運動に取り組まれているのが中畠哲演さんです。この方は真言宗御室派のご寺院の住職をされている方です。苦しい生活を強いられていた原爆の被爆者の方たちを支援するための托鉢をされた

2019年6月20日

方です。その中島さんが小浜に原発をとという話があったときに、放射能による被害者を新たに作りだすような発電所をつくってはいけないとの思いから運動を始められました。

やはり、こういう1人の運動をきっかけに、それから小浜地域の革新運動の伝統、それから生業（なりわり）を大切にする意識、漁業で飯を食べている。その漁業ができなくなるような原発の誘致は困るという漁師の素朴な思いでした。

行政の対応はどうかといいますと、「インフラを整備しますよ」と。原発が立地している敦賀、高浜、大飯はみんな半島の先端部で、陸路ではいけないところに建設されています。大飯原子力発電所のある大島地区は、原発ができるまでは1日4便の連絡船で本郷か、小浜(清滝)の港に行っていました。

出生届は2週間以内という民法の規定がありますが、私の同級生から「海が荒れ、出生届は二十日過ぎて出したから実際の誕生日と違う」という話を聞きました。そういう事情があることから産婆さんは日・時間を書かなかったという話ですが、住民には道を通してほしいという強い思いがあったにもかかわらず、行政は金がないと動きませんでした。

また、おおい町の場合、原発ができるまで赤字再建団体に近い厳しい財政運営を行っており、県へ要望してもなかなか進まずあきらのムードもありました。

小浜市における原子力発電誘致の動き

1966（昭和41）年4月、関西電力は小浜市田島で原発設置のための現地調査を実施しています。当時、小浜市の人口は3万5000人で、原発建設にかかる作業員を賄うことができます。また幅員が2.5メートルで、軽車

両がかろうじて通る砂利道ですが、陸路がありました。

この日本海の外海に面した「奈胡崎」という岬の候補地に、当時の財政力指数が36という状況にあった小浜市に多額の固定資産税が入る原発を誘致しようとしたのが、最初の動きでした。

1968（昭和43）年3月、地元住民の協力を前提に鳥井市長は原発誘致を積極的に進めようと市議会で表明しました。

当然、原発建設には、社会インフラとして大型車両が通行できる作業道路が必要になります。

周辺に漁業権を持つ内外海漁業協同組合には、原発とからめて道路整備をしなくてもいいという運動がありました。福井県を選挙区とする国会議員 植木庚子郎先生の後援会会長をされていた方が地域におられて、漁師の仕事と道路建設が両立できる道として、市道を県道に格上げし、県事業として国に補助金を付けてもらおうという運動に取り組まれました。

そして、1969（昭和44）年3月、「先祖代々受け継いできた田畑、山や海を美しいまま次の世代に伝えたい」と訴えた運動と、「道さえ良くなれば、原発の金をもらわなくても、生活は十分成り立つ」と、『内外海原発設置反対推進協議会』を立ち上げ、原子力発電所設置反対運動に取り組みました。

バイクがやっと通れるほどの砂利道は、高浜や敦賀のように原発の設置を交換条件としない別の方法で、拡幅舗装整備が進んだこともあって、内外海地区での反対運動も下火に向かいます。

しかしその後も、「まだ小浜に原発を誘致したい」という動きがあったことから、『内外海

2019年6月20日

原発設置反対推進協議会』の後継組織として『原発設置反対市民の会』が1970年に発足し、2019年の今日まで住民運動として続いています。

原発誘致を巡って内外海地区で反対運動が起こった1969年、それまで原発の話がなかった大飯町大島地区民に、時岡民雄大飯町長が原発誘致の話を持ち出しています。

陸路で大島から本郷に出るためには、原発建設しかないという説明し、原発を誘致して道をつくろうと呼びかけました。

1972（昭和47）年3月には、小浜市議会の動きを牽制するという事で、『原発設置反対市民の会』が誘致反対請願署名に取り組み、有権者3万人弱のところで、3分の1の署名を集めています。当時、市議会の議員定数は26人で、社会党4人、共産党2人の反対派は6人のなかで請願については継続審査となりました。

ちょうどこの年の6月、原子力発電所で最初の事故 美浜原発美浜原発1号炉蒸気発生器細管からの放射能漏事故が起こり、原子炉を手動停止させました。

『原発設置反対市民の会』は誘致反対請願書を市議会に提出しましたが、この手動停止という原発の負の側面が明らかされましたが、市議会のなかではまだまだ原発誘致という思いが強く、不採択にしました。

しかし、鳥井市長は、同年6月議会で「過半数の市民の反対があるのなら」と原発誘致を断念することを表明しました。原発誘致に反対するのがトップとしての決断といわしめる住民運動があり、市長はお金よりもいのちの尊厳、市民の生活を大切にしたいという良識をもっておられた人であったと思っています。

鳥井市長勇退の後、浦谷(音次郎)市会議員

が第5代の市長に就任されます。

浦谷市長は長年市議会議員を務められたことから、当然、原発誘致に積極的な人だと推進派の人から期待を集めていたと思います。

漁業の町・西津地区出身の浦谷市長、就任の2年目、1975（昭和50）年6月市議会に「発電所安全対策調査研究会」が設置され、市議会において発電施設の立地調査推進決議案が提出されるなど、新たな原発誘致の動きが出てきました。この時点では、関西電力の大飯原子力発電所1・2号機の建設が進み、新たに3・4号機をつくる話が進んでいました。

若狭地域には、これで原子力発電所が15機となり、これ以上新たに建設をすることはいかなものかという声があるなかで、小浜市議会の中にはなんとか原発を誘致したいとする動きがありました。

1976（昭和51）年3月、こういう動きを察知し、『原発設置反対市民の会』はポスターを張り、チラシを配布し、デモ行進を行うなど反対運動に取り組み、住民の過半数の反対署名を集め、誘致反対請願書を市議会に提出しました。

市議会では、保守系会派の「民政クラブ」提出の「発電施設の立地調査推進決議」を可決します。でも浦谷音次郎市長は、「前回、鳥井市長が市民の声、原発の安全性、総合的に勘案したときに原発誘致は小浜市には適さないと判断をした。財源を取るか、豊かな市民の心を取るか、私は市民の豊かな心の方を取りたい」という新聞記者のインタビューに答えて、誘致の考えがないことを表明された。

二代続いた保守系の市長ですが、地方自治法がいう住民のいのちと暮らしを守る地方公共団体の役割を信念として貫かれました。私

2019年6月20日

はこういう市長のもとで仕事をしてきました。

浦谷市長との思い出としては、私は48年小浜市に入り、生活保護のケースワーカーとして仕事を始めました。福祉六法を片手に、障害者、高齢者、児童、母子、生活保護等にかかわる仕事です。最低生活費を下回る生活をしている人に「税金を払うことよりもまず食事をとるよう…」と言いますと、「わしはお上の助けを受けん。まだまだ自分でがんばる」という思いの強い地域性がありました。

私は生活保護制度を人権として理解し、みんなは幸せに生きる権利があると考え仕事に取り組んでいました。たまたま浦谷市長の出身地区が担当でしたので、浦谷市長から「あんたの評判を聞いている。

小浜市の一般会計予算は約60億、小浜市職員は約500人、ひとりの職員で一般会計予算の1%を執行している。人口1000人のうち7.52人が生活保護受給者という小浜市だが、行政運営には財源が必要や。福祉の仕事も大事な仕事だが、仕事をするための財源となる税金を納めていただく仕事も大切な事務」と言われ、税務課に異動しました。

福祉事務所のケースワーカーが6年、次の12年間は税務課でした。12人の同期がいますが、18年間に1回のだけの人事異動経験者は2人だけです。もう1人は「安心・安全の水」環境の仕事を担当していた職員です。小浜湾に赤潮問題等が発生し、魚の生息環境の悪化が問題になった頃でした。

県内市町村の首長で、原発推進に「うん」と言わない保守系の首長が2代続きました。鳥井市長と浦谷市長。そういうなかで市議会には知事と市長の仲をとりもち、いい話ができないかと執拗に画策していました。

浦谷市長急逝に伴う市長選挙では、原発推

進派の吹田安兵衛市長が第6代市長になられたが、市議会でも原発推進を表明されることはありませんでした。

次の市議会議員出身の辻與太夫第7代市長は、議員活動を通じて原発に対する市議会と市民の思いを理解されていたので、原発誘致はしないことを公約に市長になられています。

これが原発誘致にかかる大まかな流れですが、小浜市が原発をつくらせなかったのは、いまでも続いている市民運動の存在です。そして、行政トップが重要判断を求められた時に市民の声を判断基準に採用したことです。

財政面ではいろんな誘惑がありますが、最初に原発を誘致した美浜町長は、「地域振興に何もおいしいものはいただいてない」と言われていました。原発稼働までの5年間をつなぐ交付金ではおいしくない。5年間しか交付されないのなら、また増設し、稼働までの5年間また交付を受ける。これ以上、増設できないとなったときにやるのは、永久的にもらえるよう交付金制度の仕組みを変えることでした。

第8代の村上利夫市長は、県の農林水産部長でしたが、知名度は高くありませんでした。小浜で有名なのは拉致被害者であった地村さん夫妻で、私が東京でお話する際にも「拉致被害者の地村さん夫婦が生活している福井県小浜市の中西です」という紹介をしていました。

村上市長は、食をまちづくりの中心に据え、「食のまちづくり条例」をつくり、農業、漁業、林業、農林水産物等の自然の恵みをいただいて、それを生活の糧にしていけるようなまちづくりをめざされました。

しかし、市議会では財政難を克服する方法として「使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致推

進」の決議を2004（平成16）年6月に行いましたが、村上市長は『市民の反対の声』を背景に誘致を否定しました。

小浜市には住民運動が根づいています。地域が行政をささえる、原発に対して行政は住民に不安を与えない。「使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致」を争点にした市長選挙では、誘致推進派の候補者が敗北し、村上利夫市長が再選されました。そして、食のまちづくりと共存しない原発のない小浜でありつづける、という考えをトップの市長が持ち続けられています。

私が退職した後、2011（平成23）年6月議会で「東日本大震災による東京電力福島第1原発事故を教訓として、エネルギー政策の抜本的な転換を図り、期限を定めて原発から脱却することなど5項目を国に求める」請願を市議会は全会一致で議決しました。

長年の市民運動の取り組みと首長が原発誘致に反対する市長の下で、小浜市は歩んできました。原発は地域に幸せをもたらせたのではなく惨禍をもたらしています。こういう現状を目の当たりにして、いま原発からかけ離れたところでものごとを考えてはいけなと、その思いを強くしています。

自治労連や民主団体等がかかげる原発ゼロの運動が各地にひろがっていますが、その住民の思いをどう吸い上げるのか。私は幸せなことに原発誘致反対の住民運動する人たちがまわりにいました。

村上市長時代、財政が厳しいもと単独事業の予算が組めないし公共事業にも苦心しました。そのときに村上市長は金がなくても環境はよくできると職員には補助にかかる事業を探させました。そして、住民には、今まで行政が工事発注していたものを、昭和50年代

に始めた現物支給で市民参加型の取り組みを再開しています。

次に大きなごみ焼却施設をつくるときに、ダイオキシン対策をするためには巨額な費用が必要になります。その当時の人口が3万5千人ほど、そういうところの焼却施設は24時間稼働が一番維持経費を抑えられますが、ただ、24時間連続運転させるだけのごみの量はないので、一度、炉を止めて朝、また焼却炉の温度を上げて処理をする運転方法を採用しています。炉が20年の耐用年数であれば、それを延ばすことができます。

市民にごみ袋の種類をふやして、1日5分、ごみを細かく分別をしていただく。市民に協力していただくために、3年かけて市民説明会を開催しました。「こういう方法であれば、この値段で大規模なごみ焼却炉をつくれる。大都市のようになんでも焼却できる施設は金さえかければ建設できますが、自然にやさしくありません。

リサイクルで使えるものを資源として使う仕組みを採用しました。これは私が総務部長をしているときに、人事院から新任職員の地方行政研修ため、1週間職員を受け入れほしいと依頼され、1週間のカリキュラムの一つとして、ごみの分別作業を経験していただきました。「現場作業の時間を用意しましたが、市民がきれいに分別してくれているので、4人分の仕事量がないのです。

金がないから知恵を出す。小浜市に38年間勤めたなかで、小浜市の財産は人であるとの思いを強くしています。

こんないい財産をもっているだから、財産を大切にしたい運営をする。

歴代の市長から、市民全体のしあわせにつながる市民の項に耳を傾け、市民の声を大切

にすることが未来につながる、ということを教えていただきました。

いま、敦賀市は全住民の3分の1の方が、原発関連の事業所に勤めています。原発ゼロにした場合、産業構造をどうするのか。

いま、小浜市は大きな産業もなく細々とした財政状況ではありますが、住民は幸せに生きています。

今までの電源三法交付金は、国の補助事業の残り、地元負担分にあてられず、おおい町は地域開発ができなかった。今おおい町では裏財源の電源立地地域対策交付金で大規模な埋立て工事をやっています。

新たな施設をつくり、観光開発をすすめています。それには原発と観光開発は両立するのかということもあり、ほとんど第三セクターの形で行政が参画し運営しています。その運営には厳しいものがあると聞いていますが、お金の使い道をもう少し吟味しなければいけない行政運営になっています。

サービス面でみると敦賀市民病院の財政面は改善されました。人件費が電源三法交付金をあてることができる。しかし、同じ自治体病院でも公立小浜病院の経営には厳しいものがあります。人の財産、人に幸せをあたえる、病院の仕事に誇りをもって働ける職場はどうつくるのか。

もう1つ小浜市で不安があるのは、建設業者がどんどん事業から撤退していることです。今年は雪が少なく除雪は3回ほどで済ましたが、去年は雪が多く専決補正の繰り返しました。除雪のために地元の建設業者は必要で、そのためには維持管理にまわせるお金で、建設業者の仕事をどういう形でつくっていくのか。そこで仕事をつくれれば、働いた従業員が税金を納めてくれるという地域内でお金を循

環させていく。

今の松崎市長は調整型の市長とされていますが、市長の目指す将来像が見えない状況が続いています。市民にとっての行政はどうあるべきなのかが問われていると思います。

金がなくてもできる行政運営、金があればその金をどう使うのか。そういうお金の使い方をチェックできる議員を市民運動がささえています。

1973年以降の40何年間、いつも親身に相談に応じてくれる議員が市民の横にいてくれました。市民の声を議会に届けてくれる議員がいました。そして「市民の声」に耳を傾け、判断できる良識をもった市長がいました。

いまの国政は原子力村と同じ発想です。国民が何を言っても、多数の力で動かす政治をどう食い止めるのか。いま小浜市も国政と同様に市民の声が届きにくくなっています。行政に対する不平・不満もぶつける場所がない。市民の声が届けられるような地道な運動を、一市民としてやっていけたらと思っています。

さいごに

私が、1973年（昭和48年）に小浜市役所に入る前の4年間京都の大学にいて、セツルメント活動をしていました。1970年、大阪万博があった年、「日本は繁栄している」と言われたとき、京都駅の南側にある東九条というスラム街「東九条は繁栄の幻想を許さない」と地域の青年に教わりました。そして、大学を卒業しても、そのときの青年の思いを持ち続けていきたいと思いました。もう一つ青年からは「あんたら学生は、今は東九条のことを考えとるけれど、卒業したら東九条のことは忘れてしまうのだろう」と言われました。「私たちの痛みをもって、あなたたちは社会人

2019年6月20日

になれますか」と。私は約束しました。

原点は、100人のうちの1人、一番困っている人を大切にできる政治・行政。「政治は50%とったら勝ちや、49%の反対がおってもほっとけばいい」という発想が往々にしてあるのですが、民主主義のはき違えです。世界史的に見たら、貧富の差、格差社会は、いまの資本主義社会の必然なんですね。こういうなかで弱者と呼ばれる人を「救う」のではなく、「どうしたら人間らしく生きていく条件が整うのか」という気持ちが根底にありました。

次に、私が大切にしてきた言葉は「憲法をくらしのなかに生かす」ですが、1970年代革新自治体の灯台と言われた京都府庁の正面玄関にその言葉が懸垂幕としてかかげられていました。

その言葉は、50年たった今も輝き続けています。

ただ、最近の小浜市では、新規採用職員に私は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行にあたることを誓います」という服務誓約をさせていないという話を聞きますが、地方公務員は住民のために働くことが基本です。

いま小浜市は職員の人減らし、削減を進めています。先般、京都であった自治労連の保育集会に、OB3人が小浜から参加し、大変勇気づけられ帰ってきました。小浜市では、保育園の全園民営化が計画されています。17名の市議会議員に「議会への説明もなく担当課において保育園民営化計画が進められようとしている」ことを訴えてまわりましたが、「国や市長が言っているのならしかたがない」

という議員が5人ほどいました。

市民のしあわせを守るためには、必要な職員数の確保が必要ですが、福祉関係の職場は民間にまかせようとしています。「人生の最初に教育を受ける場である保育を民間に任せるだけでいいのかどうか。先輩保育士が誇りをもって築いてきた地域の保育の伝統を次の世代に伝えてゆけるよう頑張りましょう」と声をかけています。

以上、小浜市の自治体運営の取り組みについて、私の思いを交えたお話を終わらせていただきます。

中西武司さんプロフィール

2011年3月末に小浜市を定年退職。

2019年3月10日まで学校法人青池学園・青池調理師専門学校の事務長を務め退職。